

サイト内検索

検索

各種情報（障害福祉に関する事業者・医療機関・行政向け）

- 指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する市町村意見申出制度の導入について
- 「令和7年度（令和6年度繰越分）地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業」に係る協議について
- 「令和6年度社会福祉施設物価高騰対策支援事業(障害分)」の実施について
- 千葉県障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業について
- 障害福祉の現場におけるハラスメント対策について
- 次世代育成支援対策施設整備交付金に係る県への事前協議について
- 社会福祉施設等施設整備費補助金について
- 「令和6年度（令和6年度補正分）地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業」に係る協議について
- 災害・感染症対策について（業務継続計画等）
- 障害福祉分野のICT導入モデル事業の協議について
- 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業について
- 母子保健法施行細則等の一部を改正する規則（令和5年千葉県規則第48号）の制定について
- 千葉県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金について
- 「令和5年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業」に係る協議について
- 令和6年度指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導
- 福祉・介護職員処遇改善加算等について
- 新型コロナウイルス感染症の新たな感染発生に備えた障害児者への支援体制について
- 千葉県行動障害者支援サポーター派遣事業
- 指定障害福祉サービス事業所等における事故の連絡について
- 令和7年度千葉県障害児等療育支援事業の実施事業者の募集について
- 千葉県障害児等療育支援事業

ホーム > くらし・福祉・健康 > 福祉・子育て > 障害者(児) > 障害福祉に関する事業者・医療機関・行政向けの情報 > 各種情報（障害福祉に関する事業者・医療機関・行政向け） > 指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する市町村意見申出制度の導入について

更新日：令和7(2025)年8月27日

ページ番号：791523

指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する市町村意見申出制度の導入について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等の改正に伴い、都道府県が行う、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者の指定及び更新について、市町村はその障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ることができ、都道府県はその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付すことができるようになりました。

以下の適用日以降に行う、本制度の対象となる障害福祉サービス事業等の指定等の申請手続きについては、以下のとおりの取り扱いとなります。

- 指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する市町村意見申出制度の取扱いについて（PDF：82.4KB）
- 事業相談シート（エクセル：33KB）
- 事業相談シート（PDF：140.3KB）

適用日

- 新規指定申請
令和8年1月1日付けの新規指定分から適用します。
- 指定更新申請
令和8年8月1日付けの指定更新分から適用します。

手続きの内容及び提出期限等

令和8年1月から3月までの新規指定等の提出期限については、以下のとおりです。

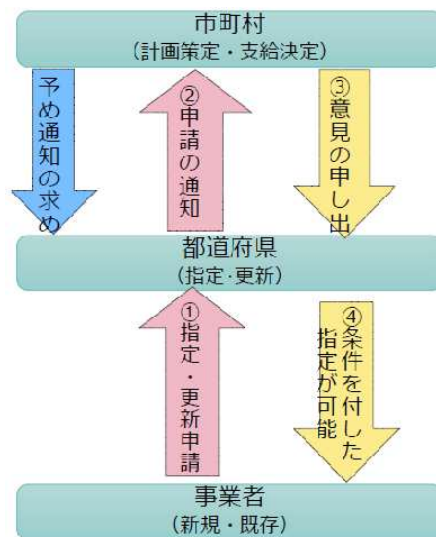
手続きの内容	1月指定分 提出期限等	2月指定分 提出期限等	3月指定分 提出期限等
市町村への事前説明	9月中	10月中	11月中
県への事業相談シート提出	10月27日まで	11月25日まで	12月25日まで
申請書類提出	12月1日まで	1月5日まで	2月2日まで
指定（事業開始）	1月1日	2月1日	3月1日

※申請書類提出期限の時点で書類に不備があった場合、申請を受理できません。

以降については、以下の「手続きフロー図」を確認ください。

- 手続きフロー図（PDF：33.5KB）

制度のイメージ（参考）



障害福祉サービス事業者等の新規指定等に意見申出をする場合は、市町村から県に「予め通知の求め」が提出されます。

予め通知が提出された市町村は、以下のとおりです。

- [通知の求めがある市町村及び障害福祉サービス等一覧（PDF：139.6KB）](#)

お問い合わせ

所属課室：[健康福祉部障害福祉事業課](#)虐待防止対策・法人指導班

電話番号：043-223-3982

ファックス番号：043-222-4133

メールでお問い合わせ

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

このページの情報は役に立ちましたか？

☐ 1：役に立った ☒ 2：ふつう ☐ 3：役に立たなかった

このページの情報は見つけやすかったですか？

☐ 1：見つけやすかった ☒ 2：ふつう ☐ 3：見つけにくかった

送信

[最近閲覧したページ](#) [機能の説明](#)

[指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する市町村意見申出制度の導入について](#) |

[このホームページ（ウェブサイト）について](#) | [リンク・著作権・プライバシー・免責事項等](#) | [サイト運営の考え方](#) | [携帯サイトのご案内](#)

千葉県庁

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話番号：043-223-2110（代表）

法人番号：4000020120006

Copyright © Chiba Prefectural Government. All rights reserved.

指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する市町村意見申出制度の取扱いについて

令和7年8月14日

1 意見申出制度の対象となるサービス及び市町村

意見申出制度の対象となるサービス及び市町村は千葉県ホームページで随時更新しますので確認ください。

- ・指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する市町村意見申出制度の導入について

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/shinchaku/ikenmouhide.html>

※意見申出制度の対象とならないサービス、市町村においても下記4のとおり手続きくださるようお願いいたします。

2 意見申出制度の対象となる手続き

- (1) 新規指定申請
- (2) 指定更新申請

3 意見申出制度の適用開始日

- (1) 新規指定申請
令和8年1月1日付けの新規指定分から適用します。
- (2) 更新申請
令和8年8月1日付けの指定更新分から適用します。

4 指定等までの手続

指定障害福祉サービス事業者等の新規指定及び更新は、毎月1日付けで行っており、申請は、次の流れで受け付けます。

それぞれの期限に間に合わない場合に、新規指定においては、翌月以降の指定となります。また、更新においては、更新ができない場合があります。

※(6)を除き、下記の該当する日が閉庁日の場合は翌開庁日です。

(1) 事業所等から市町村への事前相談

○事業所等は、事業相談シート（別添参照。任意様式でも可。）を策定し、開設予定市町村の障害福祉担当課に対し、策定している障害福祉計画・障害児福祉計画と事業内容が合致するか、事前相談を行ってください。市町村の意向に反して、

(2) 以降の手続きを進めることが無いよう、御留意ください。

○グループホームや通所事業所など、施設・設備を使用してサービス提供を行う事業者の指定を申請する場合には、賃貸借契約締結前及び新築・改修工事着工前に事前

相談を開始してください。賃貸借契約締結済であつたり施設が完成していたりしても、市町村の意見によっては定員について条件を付すこと等があります。

○（３）に間に合うように相談ください。

（２）事業所等で事業相談シートの作成

○（１）の事前相談を踏まえて、事業所等で事業相談シートを作成ください。

（３）事業所等から県へ事業相談シートの提出

○事業相談シートは、ちば電子申請サービスにより受け付けます。

ちば電子申請サービス

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=48794

○指定等を受けようとする日の４カ月前の月末までに提出ください。

（４）県による事業相談シートの確認、県から事業所等へ補正依頼

○事業相談シートの内容を確認後、電子メール又は電話により県担当者から事業所等へ連絡します。補正は、必要に応じて、複数回実施することとなります。また、当該が必要と判断した場合には、県が指定する方法による面談（来課又は Zoom による面談）を行います。

○指定等を受けようとする日の３カ月前の２５日までに補正を完了してください。

（５）事業所等から県へ指定申請等の書類の提出

○（４）の補正終了後、県へ指定申請等の書類を提出ください。補正は、必要に応じて、複数回実施することとなります。

○指定等の手続き等に関する情報は千葉県ホームページ上で随時更新いたしますので確認下さい。

- ・障害福祉サービス事業者等に関する各種手続（指定申請変更等）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/index.html>

- ・障害児通所支援及び障害児入所支援の指定・変更等の手続

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/jidou/youshiki.html>

○指定等を受けようとする日の２カ月前の末日までに補正を完了してください。

（６）県による指定申請等の確認、県から事業所等の補正依頼

○申請書等を受理後、審査を行います。指定基準及び関係法令に適合すると認められる場合には、毎月１日付けで指定等を行います。指定等を行った事業者へは、事業所等の所在地宛に指定書を発送します。

○指定申請等についての市町村長からの意見書の内容を勘案し、指定等に必要な条件を付する場合があります。

	市町村	担当	電話番号	通知の求めがある障害福祉サービス等（指定申請のみ）																							対象区域	対象期間	その他
				居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援等	療養介護	生活介護	短期入所	（機自立訓練） （自立訓練）	就労選択支援	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	児童発達支援居宅訪問型	訪問保育所等				
1	市川市	障がい者支援課	047-712-8516	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市内全域	R8.1.1～ R9.3.31		
2	館山市	社会福祉課 障害福祉係	0470-22-3492	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市内全域	R8.1.1～ R9.3.31		
3	木更津市	障がい福祉課	0438-23-8497															○							市内全域	R8.1.1～ R9.3.31			
		こども発達支援課	0438-23-7244																		○	○	○	○					
4	野田市	障がい者支援課 相談支援係	047-123-1691	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市内全域	R8.1.1～ R9.3.31		
5	佐倉市	障害福祉課	043-484-4153	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市内全域	R8.1.1～ R9.3.31		
6	東金市	社会福祉課 障がいサービス係	0475-50-1232							○	○		○	○	○	○			○			○	○		○	市内全域	R8.1.1～ R9.3.31		
7	旭市	社会福祉課 障害福祉班	0479-62-5351															○							市内全域	R8.1.1～ R9.3.31			
8	習志野市	障がい福祉課 企画係	047-453-9206	○	○※	○	○	○	○	○※	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市内全域 八千代市※	R8.1.1～ R9.3.31	※重度訪問介護、生活介護、短期入所の新規指定の場合は、八千代市内も対象	
9	勝浦市	福祉課	0470-73-6619	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市内全域	R8.1.1～ R9.3.31		
10	市原市	障がい者支援課	0436-23-9815	○	○					○	○			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	市内全域	R8.1.1～ R9.3.31		
11	流山市	障害者支援課 障害者給付係	04-7150-6081							○	○				○	○	○			○			○	○		市内全域	R8.1.1～ R9.3.31		
12	我孫子市	障害者支援課 計画・給付係	04-7185-1111（代表） 内線389						○	○		○	○	○	○	○	○									市内全域	R8.1.1～ R9.3.31		
		子ども相談課 通所・相談支援係	04-7185-1111（代表） 内線470																		○	○	○	○					
13	鴨川市	福祉課 障害福祉係	0470-93-7112	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市内全域	R8.1.1～ R9.3.31		
14	鎌ヶ谷市	障がい福祉課	047-445-1305	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市内全域	R8.1.1～ R9.3.31		
15	君津市	障がい福祉課	043-561-181	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市内全域	R8.1.1～ R9.3.31		
16	富津市	障がい福祉課 障がい福祉係	0439-80-1260	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市内全域	R8.1.1～ R9.3.31		
17	浦安市	障がい事業課 福祉サービス係	047-712-6398	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市内全域	R8.1.1～ R9.3.31		
18	袖ヶ浦市	障がい者支援課	0438-62-3187	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市内全域	R8.1.1～ R9.3.31		
19	八街市	障がい福祉課	043-443-1649	○	○※			○※		○					○	○	○	○		○			○	○		市内全域 印旛圏域※	R8.1.1～ R9.3.31	重度訪問介護、重障害者等包括支援の新規指定の場合は、印旛圏域（成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町）も対象	
20	白井市	障害福祉課 給付係	047-497-3483	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市内全域	R8.1.1～ R9.3.31		
21	富里市	社会福祉課 障害福祉班	0476-93-4192	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市内全域	R8.1.1～ R9.3.31		

22	香取市	社会福祉課 障がい者支援班	0478-50-1252	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市内全域	R8. 1. 1～ R9. 3. 31		
23	山武市	社会福祉課 障がい福祉係	0475-80-2614							○	○			○	○	○	○	○		○			○	○		○	市内全域	R8. 1. 1～ R9. 3. 31	
24	いすみ市	福祉課	0470-62-1117	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市内全域	R8. 1. 1～ R9. 3. 31		
25	大網白里市	社会福祉課	0475-70-0337							○	○			○	○	○	○			○			○	○			市内全域	R8. 1. 1～ R9. 3. 31	
26	栄町	福祉・子ども課 社会福祉班	0476-33-7707	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	町内全域	R8. 1. 1～ R9. 3. 31		
27	神崎町	保健福祉課	047-872-1603	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	香取圏域 成田市	R8. 1. 1～ R9. 3. 31	香取圏域（香取市、神崎町、多古町、東庄町）	
28	九十九里町	社会福祉課 社会福祉係	0475-70-3162							○	○			○	○	○	○	○		○			○	○		○	町内全域	R8. 1. 1～ R9. 3. 31	
29	芝山町	福祉課	0479-77-3914							○	○			○	○	○	○	○		○			○	○		○	町内全域	R8. 1. 1～ R9. 3. 31	
30	横芝光町	福祉課	0479-84-1257							○	○			○	○	○	○	○		○			○	○		○	町内全域	R8. 1. 1～ R9. 3. 31	
31	長生村	福祉課 障がい者支援係	0475-32-6810	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	村内全域	R8. 1. 1～ R9. 3. 31		
32	大多喜町	健康福祉課 社会福祉係	0470-82-2168	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	町内全域	R8. 1. 1～ R9. 3. 31		

注 習志野市、八街市、神崎町については、開設予定市町村に加えて、上記の対象区域及びその他欄に記載のある市町へ事前相談を行ってください。